

監査結果報告様式 2

監査結果(指摘事項・意見)に基づく措置状況等の報告

- 1. 監査対象部局課名 地域包括医療・ケア局 医療課
- 2. 監査の種類 決算審査
- 3. 監査実施日 平成26年 6月25日
- 4. 監査結果報告通知日 平成26年 8月22日
- 5. 措置状況等の報告日 平成26年11月21日

指摘事項・意見	措置内容・対応状況
<p><b>【意見】</b></p> <p>地域医療を担う公的病院では、不採算となる診療科目の設置など事業の採算性を求めることが客観的に困難なものと認められる経費が必要となることは理解できるものの、公益あるいは市民福祉補てん領域として一般会計が負担すべき経費の範囲や基準については、一層の負担区分の明確化を図られたい。また、診療科目ごとの収支状況を把握してそれぞれの改善目標を設定するなど、収支の改善に向けた対策や経営方針を十分検討され、一般会計からの繰入金は基準内繰入で収まるよう、引き続き経営の効率化と健全化に努められたい。</p>	<p><b>【継続努力】</b></p> <p>・ 公営企業法による一般会計が負担すべき経費の範囲は、総務省からの繰出基準通知に基づく対象経費を、交付税算定資料を参考として算出しています。算出方法等の詳細については財政部署と協議し、明確化を図っています。繰出基準以外のもは、公共的な必要性から行わざるを得ないもの、市の施策上実施した事業を財政協議のうえ繰り入れており、対象事業や対象経費もルール化しています。いずれも市民に納得いただける負担区分として、より明確とするよう努めてまいります。</p> <p><b>【検討中】</b></p> <p>・ ご指摘の診療科目ごとの収支状況につきましては、収入について診療科目ごとに分析し経営改善に努めておりますが、収支を求めるための費用については分析までには至っておりません。費用における直接経費の算定は可能ではありますが間接的経費については按分等複雑なため過去に取り組んでみましたが算定できていない現状です。しかしながら、ご指摘のとおり繰入金つまり税金を頂いて運営している状況であり、明解な基準を示すためにも部門ごとの収支を算出する必要があります。</p> <p>収支もしくはそれらに代わる基準を示せるよう検討し、一層の経営改善に努めます。</p>

